

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

殿

所在地 <small>(本店が支店等 の場合は本店 所在地と併記)</small>	事業種目	兆	十億	百万	千	円
(ふりがな)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	()
法人名	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
(ふりがな)	前期末現在の 資本金等の額					
代表者 氏名	經理責任者 氏名					

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの **事業年度分又は
連結事業年度分**の **道府県民税
特別法人事業税**の **予定申告書** ※

事業税				道府県民税									
前事業年度の事業税額 (63)の金額	⑧	兆	十億	百万	千	円	前事業年度又は前連結事業 年度の法人税割額 (36)の金額	①	兆	十億	百万	千	円
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業													
所得割額 (64) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	兆	十億	百万	千	円	予定申告税額 (1) × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	②					00
付加価値割額 (65) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩					00	この申告が修正申告である場合は 既に納付の確定した当期分の法 人税割額	③					00
資本割額 (66) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪					00	この申告により納付 すべき法人税割額 ②-③	④					00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業													
収入割額 (67) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	兆	十億	百万	千	円	均等 割額	⑤	算定期間中において 事務所等を有していた月数				月
所得割額 (68) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬	兆	十億	百万	千	円	円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥	兆	十億	百万	千	円
付加価値割額 (69) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭					00	この申告により納付 すべき道府県民税額 ④+⑥	⑦					00
資本割額 (70) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮					00	この申告の期間		.	.			
収入割額 (71) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯					00	前事業年度又は前連結事業 年度の期間		.	.			
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業													
付加価値割額 (72) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑰	兆	十億	百万	千	円	通算親法人の事業年度 の期間		.	.			
資本割額 (73) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱					00	備考						
収入割額 (74) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑲					00	関与税理士 署名						(電話)
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (86)の金額	⑳					00							
特別法人事業税額 (20) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	㉑					00							
予定申告税額 (9)+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+㉑)	㉒					00							
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額	㉓					00							
この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額	㉔					00							
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉕												

第六号の三様式(その3) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)「別紙三十三」

事業年度又は
連結事業年度

・ ・

・ ・

法人名

第六号の三様式(その3) 次葉 (用紙日本産業規格A4・草色) (第二条・第五条・第十条の二関係)

前事業年度の事業税額の明細					前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細				
摘要		課税標準		税率 (100)	税額		(特別控除取戻税額等又は個別 帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額		兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業									
所得割	所得金額総額	③7	兆 十億 百万 千 円				法人税割額	②7	
	所得金額	③8			兆 十億 百万 千 円		道府県民税の特定 寄附金税額控除額	②8	
付加価値割	付加価値額総額	③9					税額控除超過額 相当額の加算額	②9	
	付加価値額	④0			兆 十億 百万 千 円		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	③0	
資本割	資本金等の額総額	④1					外国の法人税等 の額の控除額	③1	
	資本金等の額	④2			兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく法人 税割額の控除額	③2	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業									
収入割	収入金額総額	④3	兆 十億 百万 千 円				租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額	③3	
	収入金額	④4			兆 十億 百万 千 円		納付すべき法人税割額 ②7-②8+②9-③0-③1-③2-③3	③4	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業									
所得割	所得金額総額	④5	兆 十億 百万 千 円				③4のうち特別控除取戻税額等又は 個別帰属特別控除取戻税額等 に係る法人税割額	③5	
	所得金額	④6			兆 十億 百万 千 円		差引法人税割額 ③4-③5	③6	
付加価値割	付加価値額総額	④7					前事業年度の特別法人事業税額の明細		
	付加価値額	④8			兆 十億 百万 千 円		法第72条の2第1項第1号に掲 げる事業の基準法人所得割額	⑦5	兆 十億 百万 千 円 0.0
資本割	資本金等の額総額	④9					同に対する特別法人事業税額 (⑦5× / 100)	⑦6	
	資本金等の額	⑤0			兆 十億 百万 千 円		法第72条の2第1項第2号に掲 げる事業の基準法人収入割額	⑦7	0.0
収入割	収入金額総額	⑤1					同に対する特別法人事業税額 (⑦7× / 100)	⑦8	
	収入金額	⑤2			兆 十億 百万 千 円		法第72条の2第1項第3号に掲 げる事業の基準法人収入割額	⑦9	0.0
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業									
付加価値割	付加価値額総額	⑤3	兆 十億 百万 千 円				同に対する特別法人事業税額 (⑦9× / 100)	⑧0	
	付加価値額	⑤4			兆 十億 百万 千 円		法第72条の2第1項第4号に掲 げる事業の基準法人収入割額	⑧1	0.0
資本割	資本金等の額総額	⑤5					同に対する特別法人事業税額 (⑧1× / 100)	⑧2	
	資本金等の額	⑤6			兆 十億 百万 千 円		合計特別法人事業税額 (⑦6+⑦8+⑧0+⑧2)	⑧3	
収入割	収入金額総額	⑤7					仮装経理に基づく 特別法人事業税額の控除額	⑧4	
	収入金額	⑤8			兆 十億 百万 千 円		租税条約の実施に係る 特別法人事業税額の控除額	⑧5	
合計事業税額 ③8+④0+④2+④4+④6+④8+⑤0+⑤2+⑤4+⑤6+⑤8					⑤9		納付すべき特別法人事業税額 ⑧3-⑧4-⑧5	⑧6	
事業税の特定寄附金税額控除額					⑥0		(以下、斜線部分)		
仮装経理に基づく事業税額の控除額					⑥1				
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					⑥2				
納付すべき事業税額 ⑤9-⑥0-⑥1-⑥2					⑥3				
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業									
所得割	⑥4	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	⑥5	兆 十億 百万 千 円				
	資本割	⑥6	収入割	⑥7	兆 十億 百万 千 円				
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業									
所得割	⑥8	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	⑥9	兆 十億 百万 千 円				
	資本割	⑦0	収入割	⑦1	兆 十億 百万 千 円				
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業									
					付加価値割	⑦2	兆 十億 百万 千 円		
資本割	⑦3	兆 十億 百万 千 円	収入割	⑦4	兆 十億 百万 千 円				

⑥3の内訳